

新規創業をお考えの方へ 玉川村創業支援事業補助金

玉川村では、村内の産業の振興及び活性化を図り、賑わいを創出することを目的として、村内で新規創業する方を支援するため、補助金を交付します。



補助対象者

- ① 玉川村内に店舗を有し、事業を営むこと
- ② 申請する日の属する年度内に創業することができ、具体的な計画を有する方
- ③ 市町村税等を滞納していないこと
- ④ 当該事業を3年以上、継続して営む方
- ⑤ 許認可を要する業種にあっては、既に当該許可を受けていること、又は年度内に取得が確実であること
- ⑥ 玉川村商工会会員及び玉川村観光物産協会の会員である者（加入見込み含む）
- ⑦ 玉川村暴力団排除条例に該当しない方

補助率

- 補助対象経費の3分の1（1,000円未満切捨て、上限100万円）

※ 補助対象経費の2分の1以上が店舗修繕費用で、かつ村内事業所による施行の場合に限り上限額を150万円とする。

申請書類

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約及び同意事項
- 事業計画書（様式第2号）及び創業塾内で作成した計画書
- 市町村税納税証明書（滞納がないことを証する書類）
- 事業所の場所が分かる位置図
- 創業の時期を確認できる書類（既創業者の場合）
- 補助対象経費の内容が確認できる書類（見積書・契約書・図面・カタログ等）
- 玉川村商工会及び玉川村観光物産協会の会員確認書（任意様式）
- 当該店舗の権利関係が分かる書類（登記簿謄本・賃貸借契約書等）
- その他村長が特に必要と認める書類

その他

- フランチャイズ・チェーンストア・インターネット販売等補助対象外については、交付要綱をご参照ください。

問い合わせ先 玉川村役場産業振興課 TEL 0247-57-4629 ・ FAX 0247-57-3952

<http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/>